

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) (3) 性犯罪への対策の推進

## 1 主な施策の取組状況及び評価

〈主な施策の取組状況〉

## イ 被害者への配慮等

平成11年4月から、検察庁において、被害者その他の刑事事件関係者に対し、事件の処理結果、公判期日及び刑事裁判の結果等を通知する制度を全国統一の制度として実施している。

さらに、平成13年3月からは、被害者等からの希望に応じて、受刑者の出所情報を通知することとし、平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

## ウ 加害者に関する対策の推進等

- 刑事施設においては、平成18年5月、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成19年6月「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改称）の施行に伴い、特別改善指導として、性犯罪再犯防止指導を開始した。
- 性犯罪再犯防止指導では、あらかじめ各対象者の再犯リスク（問題性の大きさ）を測定し、それに応じて必要な指導密度のプログラムを実施しているところであり、平成20年度末までに、1,087名に対して指導を開始した。
- 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施

平成18年4月から、全国の保護観察所において、性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官との個別または集団面接方法により、認知行動療法（問題行動の原因となる自らの認知の誤りやゆがみ、行動面における問題、情緒面における問題に気付かせ、これを修正させることによって、問題行動自体を変容、改善させようとする心理療法）の理論を基礎とした処遇プログラムを実施している。その内容は、当該保護観察対象者に、性犯罪に結びつく要因を認識させ、再犯防止に向けた動機付け等について指導するものである。

矯正施設と処遇情報を共有するなど、処遇に一貫性・連続性を持たせて効率的に実施している。平成18年4月1日から平成20年12月31日までに新たにプログラム受講を義務付けて実施した人員は、2,035名である。

〈評価〉

- 受講が必要と判断された性犯罪受刑者に対して、適切に指導を実施している。
- 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムにおいて、適切に指導を実施している。

## 様式 2

### 2 今後の方向性、検討課題等

- ・引き続き、同様の施策を適切に実施する。

### 3 参考データ、関連政策評価等

被害者等通知制度による通知件数総数及び通知内容内訳

	通知総数	事件の捜査処理	公判期日等	裁判結果	その他
16年	80,720	33,346	18,578	26,882	1,914
17年	80,426	32,074	19,097	27,027	2,228
18年	82,489	32,067	20,110	28,022	2,290
19年	84,565	34,298	19,766	28,023	2,478
20年	102,452	36,739	21,283	31,728	12,702

※平成16から19年については、検察庁における実施状況であり、同期間の「その他」欄は、「受刑者の釈放」に関する事項の件数である。